**児童保護の方針**

改定表

ポリシーレビュースケジュールを参照するかについては、規制の変更に合わせて参照下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 作成者: | 校長 |
| 改定ver: | 7 |
| 改訂日 | 2018年3月5日 |
| 法令に関連する方針　/ その他の方針 | 法令に関する方針 |
| 承認者 | 事務長 |
| 施行日 | 2018年3月5日 |
| 配布方法 | 全教職員 |
| 次回改定日 | 2019年3月5日 |

目次

方針要綱

注釈及び解説

外部組織連絡先

学校関係者連絡先

1. 目的
2. 子供への虐待が疑われる場合の対処
3. 生徒同士の争いへの対処
4. 教師と他の職員（校長、理事およびボランティアを含む）に対する虐待の申立てを扱うための手配
5. 安全な職員採用プロセス
6. SAFEGUARDINGの管理
7. DSL（s）
8. セーフガードの監視・監督
9. 他の保護義務を履行するための学校の取り決め

別添1 虐待の種類と兆候

方針要項

本方針は2014年度版教育規定（私立学校用のISSRs）のパート3内、第7段落と第8段落及び、全寮制学校の規定（Boarding schools: national minimum standards）により定められている、学園が準拠しなければならない義務を遂行ために規定されている。これらは、学園が、学園内でのセーフガードを整備することと子供達の幸福を追求することを要求している。

　ISSRsの第7段落及び、第8段落では、学校においてセーフガードを整備することと子供達の幸福を追求することにおいて、学校は国の指導内容に準拠しなければならいと規定されている。学園が従わなければならない国の指導内容は、

* 教育環境下での子供の安全確保（KCSIE）（2016年9月）
  + Childcare Act 2006（2016年6月）に基づく、the additional statutory guidance Disqualificationが組み込まれています。
  + KCSIEは、What to do if you are worried a child is being abused（2015年3月）等、法的ではないガイダンスも考慮されています。
* Working Together to Safeguard Children（WT）（2015年3月）
  + WTは法的でないガイドラインであるInformation sharing（2015年3月）も考慮しています。（2015年3月）
* Prevent duty guidance：改訂版（Prevent）（イングランドとウェールズ）（2015年7月）Preventは法的ではないガイドラインとブリーフィングノートにより補完されています。
  + 改訂版Prevent duty：Departmental advice for schools and childminders（2015年6月）
  + The use of social media for on-line radicalisation（2015年7月）

注釈及び解説ノート

この方針は、[**Child Protection and Safeguarding Policy Regulatory Checklist**](file:///\\Tei-fp01\media\1206787\isba_child_protection_and_safeguarding_policy_regulatory_checklist_-__30.06.17.pdf)と併せて参照されます。モデル方針内に脚注番号が表記されている場合は、規定チェックリスト内の対応する注記を参照して下さい。規定チェックリストの参照が色分けされている場合、法定ガイダンスを参照して下さい。

外部組織連絡先（生徒の安全に関係する場合の連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| LADO（地方自治体指定責任者） | TEL: 01296 382070  EMAIL: [secure-LADO@buckscc.gcsx.gov.uk](mailto:secure-LADO@buckscc.gcsx.gov.uk) |
| バッキンガムシャー児童保護対応チーム | TEL: 01296 383962  EMAIL: [secure-cy.pfirstresponse@buckscc.gcsx.gov.uk](mailto:secure-cy.pfirstresponse@buckscc.gcsx.gov.uk) |
| 過激派に関する相談窓口 | **警察**  999（緊急の場合）  101（緊急でない場合）  EMAIL: [IverStokePogesWexhamNHPT@thamesvalley.pnn.police.uk](mailto:IverStokePogesWexhamNHPT@thamesvalley.pnn.police.uk)  **地方自治体**  TEL: 0800 137915 （大人専用）  　　01296 383962（ 子供専用）  EMAIL: safeguardingadults@buckscc.gov.uk  [cy.pfirstresponse@buckcc.gov.uk](mailto:cy.pfirstresponse@buckcc.gov.uk)  誘導阻止窓口: [preventreferrals@thamesvalley.pnn.police.uk](mailto:preventreferrals@thamesvalley.pnn.police.uk)  **教育省**  020 7340 7264（緊急でない場合）  EMAIL: [counter.extremism@education.gsi.gov.uk](mailto:counter.extremism@education.gsi.gov.uk) |
| NSPCC （国家児童虐待防止協会）相談窓口 | 住所: Weston House, 42 Curtain Road London, EC2A 3NH  TEL: 0800 028 0285  EMAIL: help@nspcc.org.uk |
| DBS（犯罪記録管理機関） | 住所: PO Box 181, Darlington, DL1 9FA  TEL: 01325 953795  EMAIL: dbsdispatch@dbs.gsi.gov.uk |
| NCTL（学校管理者支援機関） | 住所: 53-55 Butts Road, Earlsdon Park, Coventry, CV1 3BH  TEL: 0207 593 5393  EMAIL: [misconduct.teacher@education.gov.u](mailto:misconduct.teacher@education.gov.u)k |
| OFSTED（英国教育水準局）安全保護窓口 | TEL: 0300 123 4666 （月～金 、午前8時から午後6時まで）  EMAIL: [Whistleblowing@ofsted.gov.uk](mailto:Whistleblowing@ofsted.gov.uk) |

学校関係者連絡先（生徒の安全に関係する場合の連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| 学校理事 | **理事長**  冲永　佳史  TEL: 03 3964 9847  **児童保護担当理事**  中谷　朋喜  TEL: 020 7577 1723  EMAIL: tomoki.nakatani@uk.mufg.ip |
| DSL（児童安全保護責任者） | **校内児童安全保護責任者（日本語）**  谷地舘　和賀子  TEL: 01753 663712  EMAIL: [wakako.yachidate@teikyofoundation.com](mailto:wakako.yachidate@teikyofoundation.com)  **校内児童安全保護責任者（英語）**  ディーン・シンプソン  TEL: 01753 663756  EMAIL: [dean.simpson@teikyofoundation.com](mailto:dean.simpson@teikyofoundation.com) |
| 育成児童担当教諭 | 該当無し |
| 校長 | 中山　理  TEL: 01753 663712  EMAIL: [tadashi.nakayama@teikyofoundation.com](mailto:tadashi.nakayama@teikyofoundation.com) |

**児童保護の方針**

1. **目的**

本方針は帝京学園ロンドンに適用されます。本方針は毎年（最低）１回見直しと改定が行なわれ、学園のホームページ上で閲覧可能です。

本方針は以下のガイダンスと提言を踏まえ作成されています。

* Keeping Children Safe In Education (September 2016) ('KCSIE')
  + Disqualification under the Childcare Act 2006 (2016年9月)
  + What to do if you're worried a child is being abused: advice for practitioners（2015年3月）
  + Working Together to Safeguard Children（2016年３月）
    - Information sharing: advice for practitioners providing safeguarding services  (2015年3月)
    - revised Prevent Duty Guidance for England and Wales (2015年7月)
    - The Prevent Duty: Departmental advice for schools and childminders (2015年6月)
    - the use of social media for on-line radicalisation (2015年7月)

本方針は、Bucks Safeguarding Children Boardにより定められた機関を跨いでセーフガードのプロセスを処理する際には、Buckinghamshireのプロセス及び実施状況も参照されます。

1. **子供への虐待が疑われる場合の対処**

学園は常に生徒にとって最善の利益となるよう考慮し、全ての生徒が最高の成果を出せるよう行動する義務を負っています。子供の幸福を守り追求することは、教職員全員の責任でもあります。

学園は子供の声に耳を傾け、早期の支援を提供する体制を整えています。これらの体制の詳細は担任や教職員、学生宿舎のスタッフにより提供されます。

児童保護の定義と虐待の種類と兆候：

子供の幸福を守り追求することは、不適切な処遇から子供を守り、健康や発達障害を予防し、子供が安全かつ効果的なケアを提供される環境で成長することを保証し、全ての子供たちが最良の結果を出せるように行動することと定義されています。

虐待は子供への不適切な処遇の一形態です。誰かが危害を加えたり、被害を予防するために行動しなかったりすることで、子供を虐待またはネグレクトすることがあります。子供は家族や組織、コミュニティ内で虐待されることがあります。また、まれに、（インターネットなどを介して）第3者によって虐待されることもあります。子供達は、単独の大人や子供または、集団の大人や子供によって虐待される可能性があります。虐待には次のようなものがあります。

•身体的虐待

•精神的虐待

•性的虐待

•ネグレクト

教職員は、虐待の種類や虐待の可能性のある兆候に関して、本方針の別添1を参照下さい。

子供への虐待が疑われる場合の対処：

児童または第三者から虐待やネグレクトに関する申立てや苦情があった場合、または疑われる場合、次のプロセスに従わなければなりません。全ての教職員は、

•注意深く耳を傾ける

•誘導尋問を避ける

•申立てや苦情を真剣に受け止めることで個人を安心させる

•（最終的には子供の利益にならない可能性があるため）絶対的な機密性を保証せず、適切な措置を取るために、適切な人物に情報を提供する必要があることを説明する

全ての懸案、協議、および結論（理由とともに）は、書面で記録する必要があります。記録には、日付、時間、場所、誰が誰に、何をしているのか、誰がそれをしているのか、などの詳細が、記録の作成者名と署名と共に記録される必要があります。

児童へのセーフガードが脅かされる懸念がある場合、学園は取るべき措置や提供するサービスを決定する際に、生徒の希望や意見も考慮します。学園は、担任、学園の福祉担当者、学校カウンセラーとの定期的な会合でこれを管理します。学園は生徒にとって最善の結果となるよう心がけてプロセスを運用します。

早期支援

全ての教職員は、いつから子供が早期支援を受けることができるかを特定することが求められます。早期支援とは、対象となる子供の年齢や時期を問わず、問題が発生するとすぐに支援を提供することを意味します。

問題発生初期の時点で、教職員が生徒に早期支援を受けさせたほうが良いと考える場合、学園のDSLと協議する必要があります。 DSLは、Safeguarding Children Boardの定める参照文書に従って適切な措置を取ることを検討します。 DSLは、適切な場合には、外部機関や機関間評価を行う専門家と連携して教職員を支援します。早期支援の実施が適切と判断される場合、問題は検討中とされ、生徒の状況が改善していないようであれば、児童福祉担当者へ報告することを検討します。

子供への虐待が疑われる場合

教職員（理事、派遣社員、ボランティアを含む）が（子供が即座に危険にさらされていはいないが）子供に関して虐待が疑う場合、教職員は直接児童福祉担当者へ報告する前に、可能な限り学校のDSLと対処方針を話し合います。DSL以外の誰かが報告した場合、報告者はDSLに対して、可能な限り速やかに、児童福祉担当者への報告が行われたことを通知する必要があります。子供の状況が改善していないように見える場合、DSL（または紹介をした人）は再度児童福祉担当者へ連絡しなければなりません。教職員は自ら判断せず、DSLと児童福祉担当者に従わなければなりません。全ての懸案、協議および決定事項は、書面で記録しなければなりません。

子供が危険にさらされている場合や危害を加えられる恐れがある場合

教職員（理事、派遣職員、ボランティアを含む）は子供が現在危険にさらされている、または害があると判断する場合、直ちに児童福祉担当者や警察へ報告するべきです。誰でも報告することができます。教職員がリスクを認識した場合、24時間（1営業日）以内に、速やかに報告する必要があります。警察や児童福祉担当者のような法定機関へ報告する場合、保護者の同意は必要ありません。 DSL以外の誰かが報告した場合、できるだけ早く報告が行われたことをDSLに通知する必要があります。教職員は自ら判断せず、DSLと児童福祉担当者に従わなければなりません。全ての懸念、協議内容および決定事項は、書面で記録しなければなりません。。

子供が過激化の危険にさらされていると危惧される場合

教職員は子供がテロに引き込まれる危険性があると判断する場合、学校の通常の報告プロセスに従います。これには、リスクのレベルに応じて、Channelまたは児童福祉担当者への報告が含まれる場合があります。また、教職員は子供がテロに引き込まれるリスクがあると判断する場合、999またはBucks County Councilに電話し、MASHへ報告書を提出するか、直接電話する必要があります。アドバイスとサポートは、児童福祉担当者からも求められます。

学園は、生徒がテロやその他の過激派に引き込まれる危険性があることを認識し、地域の潜在的なリスクに関する適切なリスクアセスメント（警察などの現地パートナーとの協議を経て）を実施します。そのようなリスクアセスメントは、校長やDSL、DDSLにより協議され、学園の理事は、学校の児童保護体制が子供がテロに引き込まれるのを防ぎ守るために十分に整備され、定期的に改訂される責任を負っています。

女性器切除（FGM）を発見した場合

教職員は、FGMが行われたと疑われる場合、警察に報告する必要があります。正当な理由がない限り、教職員はDSLで協議し、必要に応じて児童福祉担当者を介入させます。

子供が教育から離脱する場合

子供が教育から離脱する場合、特に繰り返し離脱する場合には、虐待やネグレクトの潜在的なサインとなります。無許可の欠席や教育から離脱した子供たちのための学園の手続きは、欠席生徒方針と手続（JP）です。

学園は、学校に常時欠席または、連続10日以上の無断欠席の生徒を、Bucks County Councilに報告します。

教職員に虐待に関する疑いがある場合

教職員に虐待に関する疑いがある場合は、校長に報告する必要があります。校長に虐待の疑いがある場合、理事長に報告されます。虐待の疑いに関する申立てが校長に対して行われる場合、教職員は教職員（ボランティアを含む）に対する虐待の申立ての手順に則り、その問題をBucks County Councilの担当職員に直接報告します。教職員は、学園のDSLと校長の虐待に関する疑いに関して協議し、DSLを介して報告できます。

学園の慣習を守ることに懸念がある場合

学園は、安全かつ虐待に関する疑いを問題提起する文化であり、そのための制度が十分に整っている状態を目指しています。教職員が、学園の運営が不十分で安全性が確保されていないと感じたり、学園の児童保護体制における潜在的な欠陥があると危惧する場合、学園の内部通報手続きに従ってこれらを問題提起する必要があります。教職員が良識を以って行うことを求められるため、そのような報告をすることで懲戒処分されることはありません。

教職員とボランティアが学校に問題を提起できないと感じた場合、または懸念が解決されていないと感じる場合は、NSPCCの内部通報制度など、他の告発手段を用いることができます。 NSPCCヘルプラインの連絡先は、この方針の冒頭にある「外部組織連絡先」ページに記載されています。

1. **生徒同士の争いへの対処**

生徒同士の虐待は、1人以上の生徒が他の生徒を虐待することです。性的な文面や画像の送付、性的暴行、ジェンダーに基づく問題など、さまざまな形で現れます。生徒同士の虐待は決して「冗談」や「成長の一部」として看過されてはなりません。学園は、子供が居住環境内で非常に弱い存在であり、生徒間での虐待が発生する可能性を認識しています。

生徒の行動やいじめの問題に「子供が苦しんでいる、または重大な被害を被る可能性が高いと疑う合理的な原因」がある場合、教職員は学園の反いじめ行動方針ではなく、以下に従います。

虐待の申立てがなされた生徒は、調査中に停学になることがあります。学園は、そのような申立ての調査について地方当局からアドバイスを受け取り、被害者や加害者を含む全ての生徒の安全を確保し、幸福を守り追求するため、適切な措置をとります。虐待の申立てに関して生徒が警察から事情聴取を受ける必要がある場合、学園は地方自治体の助言を受けて、出来る限り早く親に通知し、関係する生徒は調査が完了するまで成人からの適切なサポートを受けます。守秘義務は学園にとって重要な留意事項となります。必要に応じて地方自治体および/または警察からのアドバイスを求めます。

生徒間の虐待に関する情報が漏洩した場合、被害者と加害者の両方に関わる全ての子供は危険に晒されているとみなされ、本方針に従った保護手続きが行われます。被害者は教職員によって支援され、必要に応じて外部機関へ支援が求められます。

1. **教師と他の職員に対する虐待の申立ての取り扱い（校長、理事およびボランティアを含む）**

現在学園で働いている教職員に対する申立てを管理するための学園のプロセスは、教育省の法的ガイダンスと地元の児童保護委員会の取り決めに従っており、教職員（ボランティアを含む）が以下に該当する（または該当すると主張する）場合に適用されます。

•生徒に危害を加えたり、生徒に危害を与えたような行動をする

•生徒に対して犯罪を犯した、または犯罪を犯した可能性がある

•定期的にまたは、緊密に子供と接しながら働くことになると、危害を加える危険性があると思われる行動をした

すでに退職した教師に対する申立ては、警察に委ねられます。過去の（最近ではない）虐待の申立ては、警察にも提出されています。

学園で子供と一緒に働く者に対して申立てがなされた場合、学園は、法定捜査に影響を及ぼさないようにするために、地方自治体の担当者と、あるいは最悪の場合には、警察と事前に協議しない限り事故調査を実施できません。判断に迷う場合は、学園は個人名を出さずに自治体の担当者と非公式に話し合います。

全ての申立ては遅滞なく処理され、優先事項として調査される必要があります。

1.上記の基準を満たしていると思われる申立ては、DSLの「ケース・マネージャー」に直接提出されます。申立てがDSLに報告された場合、DSLは校長案件として通知を保留します。校長かDSLが不在の場合か、申立てをされる対象となっている場合は、学園の理事長または理事に提出しなければなりません。校長かDSLが申立ての対象である場合、校長かDSLは、理事長または学校の運営母体もしくは担当者への連絡に先立って、申立て内容を知らせることはできません。校長が唯一の学園運営者である場合には、申立ては自治体の担当者に直接提出する必要があります。しかし、教職員は虐待に関するいかなる疑いもDSLと協議し、DSLを介して自治体の担当者へ報告することができます。

2.ケースマネージャーは、直ちに自治体の担当者との間で申立てを議論し、申立ての性質、内容、状況を検討し、警察の介入を含む対処法に同意する必要があります。ケースマネジャーが子供に直接的なリスクがあると判断した場合、または犯罪の可能性があるという証拠がある場合、すぐに警察を介入させる可能性があります。全ての検討内容や、個人と子供の両親とのコミュニケーションは書面で記録する必要があります。学園が虐待に関する疑いを申立てる場合は、1営業日以内に自治体の担当者へ通知する、もしくは警察や児童福祉担当者に直接通知しければなりません。

3.ケースマネジャーは、児童福祉担当者または警察から異議がない限り、申立ての対象となる個人にできるだけ早く通知し、可能性のある措置について説明するようにします。ケースマネージャーは、個人にその事件の進捗状況を知らせるために指定代理人を任命し、その個人に対して他にどのようなサポートが適切であるかを検討します。

4. ケースマネージャーは、事件の状況を踏まえて、職務停止が妥当か、または申立てが解決されるまでその他の処遇措置をすべきか、慎重に検討すべきです。ケースマネージャーは職務停止に関する決定を下す際に、自治体の担当者およびKCSIEの見解を元に正当な処分を決定します。個人に職務停止処分が下されている場合、ケースマネージャーは、連絡先が学校にあるかどうかを確認し、連絡先の詳細を提供しなければなりません。

5.学生宿舎の職員が調査中に職務停止処分とされた場合、ケースマネージャーは、その職員のために、子供から離れた代替施設の手配が必要かどうか検討します。

6.ケースマネージャーは、親ができるだけ早急に通知を受け、児童福祉担当者や警察からのアドバイスを受けて、事件の進捗状況を知ることができるようにします。

7.ケースマネージャーは申出てが実証され、その人が解雇されたり、学校により職務を停止された場合には、the Disclosure and Barring ServiceまたはNational College for Teaching and Learningへの報告を行うべきか、自治体の担当者と話し合います。報告された個人は辞職するか、そうでない場合は職務を停止します。学園には、児童に害を及ぼしたり、危害を及ぼす恐れがある人（雇用者、契約者、ボランティア、または生徒のいずれか）に、または児童に危害を与えるような理由がある場合には、速やかに the Disclosure and Barring Serviceに報告する法的義務があります。職員がリストアップされている多数の犯罪のうちの1つを犯したと考えられる場合、（給与が発生していようが発生していまいが）職務停止された人、または退職させられた人に関しても同様に法的報告義務があります。さらに、調査の過程で教職員の解雇または辞職に至った場合、その教師は、法的、社会的に受け入れられない職業的行為、または職業に関連する犯罪を犯す可能性があるため、学園はNational College for Teaching and Learningへの報告を検討する必要があります。

8.事件が終わったら、ケースマネージャーは状況を自治体の担当者と見直して、将来同様の事態が発生するのを防ぐための学校のセーフガードプロセスや慣行を改善する必要があるかどうかを判断します。

学園は機密保持を維持するためにあらゆる適切な努力を行い、申立てが調査または検討されている間に不適切な公表がされないように情報を保護します。

悪意ある申立てだと判断された場合、その申立ては個人の人事記録から削除されます。通常の申立てにおいては、書面による記録が作成されKCSIEに従って個人の人事記録に保持され、コピーは関係者にのみ提供されます。

虚偽、実体不明または悪意あるとされた申出ては、working referenceには記録されません。申立てが意図的に捏造されているか、悪意のあることが示された場合、校長はそれを行った生徒に対して懲戒処分が適切か、また申出てを行ったものが生徒でない場合では、警察はそれを行なった者が訴訟が訴訟されるべきか検討します。

虐待の疑いがあり、Charity Commissionのガイドラインに該当する場合、学園はCharity Commissionに対して重大なインシデント報告を行います。

教職員行動指針/行動規範

教職員の行動規範及び、生徒とのコミュニケーション方針は、方針フォルダ内に保管されています。本方針の目的は、生徒や教職員に危害が及ぶ、または危害が及ぼ恐れがある場所に晒さないように、日常の行動に関する明確なガイダンスを提供することです。

1. **安全な職員採用プロセス**

学園は常に安全性を確保するための採用プロセスに取り組んでいます。パートタイムの教職員、臨時職員、補給スタッフ、ミュージシャンやスポーツコーチなどの訪問スタッフを含む学園の教員および非教員のメンバーは、作業開始前に必要な法的児童保護チェックを受けています。例えば、 就業する権利の有無、（必要に応じて）海外での追加的な確認、身元確認及び照会、職務経歴の確認、健康状態の確認を行う権利があります。ほとんどの職務では、「barred list」付きの拡張DBSチェックが参照されます。DBSチェックは、採用決定後にできるだけ早く職務従事予定者から取得されます。また、採用予定者がDBS申請をして許可を得た場合、学校はDBSアップデートサービスを通じてオンラインでの更新チェックを行うことができます。

教職員、理事または学園運営者とボランティアが子供や若者と協力することを確認するための学園の安全性を確保するための詳細な採用プロセスは、学園の募集、採用、開示の方針と手続きに記載されています。

教職員または生徒によって招待されたかに関わらず、訪問者が適切な監督を受けていることを確実にするため、学園の訪問者に対する児童保護方針の実施要領は、本方針に定められています。

1. **SAFEGUARDINGの管理**

DSLは、学園のシニアマネジメントチームのメンバーです。

DSLの役割は、学園における児童保護方針全般を管理・運用し、地元の法的機関との橋渡しを行い、教職員の児童保護に関する責任を主導し、実際に学園内で児童保護方針が的確に運用されているかを監視することです。DSLは学園の理事や、オーナーと共に本方針を見直し、改定します。生徒が学園から他校へ転校する場合、（学生ファイルとは別に）DSLは生徒の児童保護関連ファイルを速やかに転校先の新しい学校へ送付します。DSLは確実にファイルの受け渡しを行うため、輸送に関する徴憑を取得します。

DSLは定期的に、学園の児童福祉や児童保護に関する実施状況や懸案事項を見直します。全ての教職員が児童福祉と児童保護に関連する懸案事項を、DSLもしくはDSLが設置されていない場合は地域の児童関連当局へ、報告する義務があります。

学期期間中、（学校が開いている時間中）いつでも学校の教職員が児童保護に関する懸案事項についてDSLへ相談することができます。時間外活動/学期外活動中については、学校のEメールシステムとDSLの携帯電話を通じて連絡を取ることが可能です。

DSLの役割の詳細は、KCSIEの附属書Bに記載されています。

児童保護に関する責任はDSLにあり、この責任は第3者に委任されません。

**トレーニング**

Bucks County Councilの助言に従い、新任研修やその他の研修が実施されます。

全ての教職員

全ての新任の教職員には、以下を含む新任研修が提供されます。

•DSLの組織の内容と役割に関する情報を含む児童保護方針

•学校の内部通報手続きや、技術方針、との関係性、ソーシャルメディアの使用を含む教職員と生徒とコミュニケーションと関係性などを含む職員の行動規範または行動方針

•KCSIEのパート1のコピー

•子供たちと直接関わる学校の教職員は、KCSIEの附属書Aを読むことが求められる

上記の文書のコピーは、新任研修の際に全ての「教職員」に提供されます。

臨時職員とボランティアはDBSチェックを受け、児童保護訓練を受けた証拠となる適切な参考資料を提出します。

全ての教職員は以下のことも要求されます：

•KCSIEのパート1を読み、読み終えたことを確認されます。 KCSIEの第1部が教育省によって更新される度に、教職員は更新された文書の内容を確認します

•KCSIEのパート1に含まれる重要な情報を理解しなければなりません。学園は、説明会を開催し教職員の理解を確実にします。

•Bucks County Councilの助言に基づいて、定期的に児童保護の研修を受けます

•子供を効果的に守るために必要なスキルと知識を提供するため、少なくとも毎年定期的に非公式な更新を行います。学園は、例えば、電子メールや職員会議などを通じて非公式な更新を行います。

1. **DSL（s）**

DSLは、少なくとも2年に1回、更新された児童保護研修を受けて、その役割に必要な知識とスキルを提供します。これには、地域の外部機関との連絡手順、児童保護ケースカンファレンスへの参加、必要な子供への支援、過激派の危険に晒されている子供の特定、児童の声に耳を傾ける文化の啓発と促進、Bucks County Councilによる予防措置の研修が含まれます。 DSLに必要なトレーニング内容の詳細は、KCSIEの付録Bに記載されています。

上記の正式な訓練に加えて、DSLの知識とスキルは、少なくとも年に一度更新され、その役割に関係するあらゆる変更に対応します。

1. セーフガードの監視・監督

学園には保護措置に関する責任の担当理事がいます。

学園の児童保護方針のレビューは、手順の有効性とその実施状況の更新とレビューを含む少なくとも年に1回行われます。

職員に対して虚偽の申告がされている場合、学校は自治体の担当者と協力して、今後同様の事態が発生するのを防止するために学園のプロセスや実施方法を改善する決定をします。

1. 他の保護義務を履行するための学校の取り決め

子供への安全を守る方法の指導

学園運営者は子供たちがカリキュラムとPSHEを通じて、思想の過激化を含むリスクを軽減し強靭さを身につけるために、また子供たちが規律を守って行動できるよう、オンラインにおける脅威も想定したセーフガードについて全ての生徒に指導します。これには、電子機器やインターネットの安全な使用や、インターネットやソーシャルメディアを使って他の人々、特に子供、若者、脆弱な大人を罵倒したり虐待したりする大人や若者により晒されるリスクを含みます。

インターネットの健全性は、学園のカリキュラムにとって不可欠な部分であり、また、PSHEや性教育および対人関係教育にも組み込まれています。

学園は、オンライン上の潜在的に有害で不適切な情報から子供たちを保護するために、適切なフィルターとモニタリングシステムを備えています。学園のシステムは、第3者のICT請負業者によって管理されています。このようなシステムは、子供がオンライン上で違法で不適切かつ有害な情報に晒されるリスクを減らし、子供が他人と有害なオンライン交流を受けるリスクを軽減し、子供がオンライン上で有害な行動を取らないように規律を身につけることを目的としています。

子供のケア

学園運営者は、教職員が地方自治体の監督下に置かれている子供の安全を確保するために必要なスキル、知識、理解力を身につけていることを保証します。

訪問者のためのアレンジメント

学園は、訪問者が学園を訪問するのに適切であることを確認する明確なプロトコルを定めています。学園の生徒に対する責任は、生徒が自ら受け取った情報を価値あるものとして評価できることと、その情報が学校と英国の価値観に沿っていることを確実にすることです。

学校は訪問者に立ち入り許可を出す前に、リスクアセスメントを実施する必要があります。これは、状況に応じて適切とみなされる査定要件を考慮し、必要に応じてDBSチェックを含めることができます。

訪問者は、民主主義、法の支配、個人の自由、相互信仰と信念を持つ人々の相互尊重と寛容というイギリスの持つ価値を積極的に推進し、これらを脅かすものではなありません。場合によっては、学園は講演会が実施される前に、訪問者にプレゼンテーションおよび/または映像のコピーを提出するように要求することができます。

訪問者が学園を訪問している間、学園の教職員によって監督されます。

別添1 虐待の種類と兆候

全ての教職員は、虐待、放置、児童保護の問題は、1つの定義でカバーすることのできる独立した出来事ではないことに注意する必要があります。ほとんどの場合、複数の問題が互いに重なり合います。

身体的虐待：打撃、揺らし、投げつけ、中毒、火傷または熱傷、溺死、窒息、または子供に身体的傷害を引き起こす虐待の一形態。親または介護者が子供の病気の症状を引き起こすか、故意に誘発されると、身体的害が引き起こされることもあります。

感情的虐待：子供の感情発達に深刻な悪影響を及ぼすような、子供への永続的な感情的虐待。子供に価値がなく愛されていないと伝えたり、他人の希望を満たす場合に限り価値があるなど伝えたりすることを含みます。子供に自分の意見を表現する機会を与えなかったり、意図的に黙らせたり、話す内容やコミュニケーションの仕方を「楽しくする」機会を与えないことも含まれます。子供に年齢や発達を考えた上で不適切な期待がかけられることがあります。これには、子供の発達能力を超えた相互作用、探究と学習に対する過度の保護や制限、または正常な社会的交流に参加する子供への妨害措置が含まれます。これらには、別の人の虐待を見たり聞いたりすることも含まれます。それには深刻ないじめ（サイバー攻撃を含む）が伴い、子供を頻繁に怖がらせたり危険に晒したり、子供の搾取や腐敗を感じさせたりすることもあります。感情的虐待は、子供のあらゆる虐待に関係していますが、感情的虐待単独で発生する可能性もあります。

性的虐待：何が起こっているかを子供が理解しているかどうかに関わらず、子供や若者が性的行為に参加するよう強要すること。性的虐待には、暴行（例えば、レイプやオーラルセックス）や、マスターベーション、キス、抱きつきや着衣の上から触るなどの非貫通的な身体的接触が含まれる場合があります。性的な画像を見たり、性的な行動を見たり、子供が性的に不適切な行動をとることを奨励したり、子供が将来虐待する可能性を持たせることなどの（インターネットを介した）非接触活動も含まれます。性的虐待は、成人男性によってのみ引き起こされるものではありません。女性も他の子供と同様に、性的虐待行動を取り得ます。

ネグレクト：子供の基本的な身体的および/または心理的ニーズに対応する永続的な虐待。子供の健康または発達に重大な障害をもたらす可能性があります。ネグレクトは、ホルモンの分泌乱れの結果として、妊娠中にもたらされることがあります。子供が生まれた後に、親または介護者が以下のことを行った場合、ネグレクトに相当します。適切な食糧、衣服および避難所を提供しない（在宅または放棄からの排除を含む）。子供を身体的、感情的な害や危険から守らない。十分に監督（適切に世話をしないベビーシッターの雇用を含む）しない。または適切な医療または治療へのアクセスを確保しない。また、子供の基本的な感情的なニーズを無視したり、反応しない。

具体的なセーフガードの問題：薬物摂取、アルコール乱用、不法行為、性的な文章や画像の送付に関連する行動は子供を危険にさらします。問題は、いじめ（サイバー攻撃を含む）、ジェンダーに基づく暴力/性的暴行、性的な文章や画像の送付など、友人同士の虐待によっても明らかになります。セーフガードの問題は、例えば、不十分な教育、子供の性的搾取、家庭内暴力、伝染病、信仰に関係する虐待、女性の性器切除、強制的な結婚、ギャングと若者の暴力、女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力、恐れ、メンタルヘルス、過激化、対人関係、性的文章や画像の送信、人身売買にもつながります。

子供の性的搾取：子供が性的に金銭、権力、地位のために利用される性的虐待の一形態です。暴力的、屈辱的、性的虐待を含みます。場合によっては、若者が金銭、薬品、贈り物、愛情、身分などのために性的行為を行うように説得されたり、強制されたりする場合もあります。子供が性的行為を自発的に行っていると思われる場合でも、子供が同意しているとは言い切れません。子供の性的搾取は必ずしも身体的接触を伴わず、オンラインで行われることもあります。性的搾取の犠牲者であるかなりの数の子供たちは、ある時点で家庭、ケア、教育から逃げ出しています。以下の兆候のいくつかは、性的搾取の指標となります。

•説明のつかない贈り物や新しい財産とともに現れる子供

•搾取に関与する他の若者と関連する子供

•年上のボーイフレンドやガールフレンドを持つ子供

•性感染症に罹患しているか、妊娠している子供

•情緒的幸福の変化に苦しむ子供

•薬物とアルコールを誤用する子供

•ある期間、行方不明になったり、遅く帰宅したりする子供

•定期的に学校に登校しない、あるいは教育にアクセスしていない子供

いわゆる「栄誉に基づく」暴力、女性生殖器切除（FGM）を含む家族や地域社会の名誉を守るために犯された犯罪、強制的な結婚、Breast Ironingなどを含みます。

子供の社会的ケア

疑わしいことがあれば、教職員はDSLに報告することが義務付けられています。

教師には、18歳未満の女児にFGMが行われたように見える（犠牲者の開示や視覚的証拠のいずれかを介して）場合、警察に個人的に報告するという法定義務があります。教職員はそのようなケースをDSLと議論検討し、適切な場合には子供に社会的ケアを提供すべきです。

強制的な結婚：人を強制的に結婚させることはイングランドとウェールズでは犯罪です。強制的な結婚とは、一方または両方の当事者の完全かつ自由な同意なしに、暴力、脅迫、または他の方法で強制され、結婚にさせられることです。

過激化：過激化とは、人がテロなどをサポートするためのプロセスを指します。過激主義は、民主主義、法の支配、個人の自由、相互の尊重、さまざまな信念と信念の寛容など、基本的な英国の価値観に疑問を問いかける、あるいは積極的に反対しています。また、英国であろうと他国であろうと、軍への攻撃を呼びかけることもあります。

極端なイデオロギーに陥りそうな個人を特定する単一の方法はありません。多くの異なる経緯や環境で起こります。具体的な背景には、家族や友人やオンラインなどや、過激派やテロリストグループが示す理念や理想などから影響を受けたりする人間の心理的脆弱性があります。特にインターネットとソーシャルメディアの使用は、若者の過激化の主要な要因となっています。他のセーフガードと同様に、支援やセーフガードの必要性を示す兆候が表れていることがあり、スタッフは児童の行動の変化に注意を払う必要があります。教職員は過激化の危険性があり、その傾向が強まる可能性のある子供を特定する必要があります。特定するプロセスにチャンネルプログラムへの紹介が含まれます。

特別教育ニーズおよび/または障害、SENDを持つ生徒は虐待の兆候を外見上示さないことも、虐待またはネグレクトに関するコミュニケーションを困難にすることもあります。

これらには、以下が含まれます。

•行動、気分、傷害などの可能性のある虐待の兆候が、追加調査せずに子供の障害に関連しているとの決めつける先入観

•SENと障害を持つ子供が外的な兆候を示すことなく、いじめなどによって不平等に影響される可能性

•コミュニケーション障害とこれらの障害を克服する上での困難

教職員は、そのような生徒の問題を報告する場合、対象となる生徒をサポートし、虐待の兆候に対して特に注意を払い、必要に応じてこれをDSLと議論する。

不登校の子供：不登校になる子供は、虐待またはネグレクトの潜在的な兆候です。教職員は、不登校になった子供たちと接する際には、特に不登校が長く続く場合、学園の定められたプロセスに従わなければなりません。不登校の子供と接するための学園のプロセスは、不登校生徒への対処方針とプロセスに記載されています。無断欠席は、この方針に従って扱われます。

学園は、教育機関（学生登録）（イングランド）規則2006（改正版）の要件に従って、非標準的な時期に学校の登録名簿に生徒を追加または削除する場合、地方当局に通知しなければなりません。

学園の学生登録は、生徒の傾向を特定するために慎重に監視・分析されます。学園は、定期的に不登校の生徒、もしくは、学校と地方自治体との間で合意された間隔である10日間以上、連続で無断欠席した生徒を地方当局に通知します。学園を欠席している生徒に、幸福を守り追求することへの問題が生じた場合は、この方針に従って措置を取る必要があります。